

本校における合理的配慮について

1 「合理的配慮」の社会的背景

かつては障がい者が社会生活で制限を受ける原因は「個人」にあり、障がい者が社会に合わせる努力が求められていました。

しかし、2006年（平成18年）国連「障がい者の権利に関する条約」をきっかけに認識が変わってきました。

それは障がい者「個人」に原因があるのではなく「社会」の側にある障壁（設備・制度・慣習）が原因であり、社会や環境を変えるべきだという考え方です。

日本は2007年（平成19年）にこの条約に署名し、2016年（平成28年）「障害者差別解消法」が施行されました。

そして、2024年（令和6年）4月1日改正障害者差別解消法が施行、学校を含む全事業所は合理的配慮の提供が法律で義務化となりました。

2 静岡県立看護専門学校の考え方

静岡県立看護専門学校（以下「本校」という。）は、「看護、助産を学ぶ人に主体的に学習する環境を整え、生命の尊厳と人間を尊重し、高い倫理観を持ち、豊かな感性を培い、看護、助産を実践する人を育てる」を教育理念に挙げています。

本校では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がいの有無にかかわらず全ての学生の「学ぶ機会の保障」と「教育を受ける権利の行使」のため、合理的配慮の提供に努めます。

3 合理的配慮とは

障がいや疾患などを持つ学生が他の学生と同じように学校生活を送ることができるように、学校が必要かつ適正な制度の変更や調整を行うことです。合理的配慮を受けるにはまず、「本人の意思の表明」が必要になります。学生の申請に基づき個別に具体的な対応が検討されます。

4 手続きの流れ

相談

- まずは、教職員やスクールカウンセラーに遠慮なく相談してください。
- 修学や実習、学生生活条の困りごとや希望する支援について、随時相談に応じます。



申請書類等の作成・提出

- 申請が必要となる場合、本校ホームページあるいは教務課から「合意的配慮申請書」を入手し作成します。必要書類の添付をお願いします。
- 提出先は、教務課です。



面談

- 申請書に基づき担当者が支援ニーズ等を聞き取ります。
- 障がいの程度やこれまで高校等で受けていた支援の内容等も伺います。



協議

- 具体的な支援内容を決定するために、運営会議で協議します。
- この運営会議で支援内容で「合理的配慮合意書」を作成します。



支援に関する 合意形成

- 担当者より「合理的配慮合意書」の内容について、ご本人に十分な説明の機会を設け、合意を得ながら進めていきます。



支援内容の 決定

- 支援内容にご本人が同意したら担当者より校長へ報告し、校長の承認を得て支援内容が決定されます。
- ご本人の要望に応じて、他学生及び教職員へ情報を周知します。



支援の開始

- 「合理的配慮合意書」に基づき、具体的な支援が始まります。



定期的な 面談

- 支援開始後も定期的な面談等を行います。
- 支援内容が妥当か、適切か確認し、必要な場合には、「合理的配慮合意書」を変更します（ご本人に説明し合意を得ながら進めていきます）。

(3) 合理的配慮ができないもの

- ・ 教育の目的・内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・ 成績評価の保障を損なう基準の引き下げ
- ・ 資格取得や卒業要件の緩和
- ・ 教育とは関係のないプライベートにおいて必要な配慮を提供すること
- ・ 学校に対して体制面、財政面などにおいて、学校に過度の負担や秩序を乱す懸念が生じるもの等

6 申請時の注意事項

- (1) 本申請を行うことで、入試結果の判定及び学生生活に不利となることはありません。
- (2) 申請者と学校とが建設的対話を通して配慮ないようを検討しますが、申請内容が全て認められるわけではありません。また、これまで受けた事のある支援内容が、必ずしも本校にて提供可能な配慮として認められるわけではありません。
- (3) 原則学内における合理的配慮となります。学外実習では、学内で利用できたサポートが受けられない可能性があります。
- (4) 本申請は、合理的配慮支援の目的に限り使用し、個人情報に正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはありません。ただし、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有する場合があります。